

水道料金一覧表

区分 団 体 名	給水人口 (人) R6.3.31	料金体系		基本水量 基本料金 13mm基準		従 量 料							
		用途 別	口径 別	基本水量 基本料金 13mm基準		第 1 段		第 2 段		第 3 段		第 4 段	
				m ³	円	超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円
千葉市	45,048	○	○	0	380	0 ～ 10	57	10 ～ 20	150	20 ～ 40	244	40 ～ 100	326
銚子市	54,000		○	8	930	8 ～ 20	155	20 ～ 100	195	100 ～ 300	255	300 ～ 1,000	315
松戸市	80,866		○	10	1,001	10 ～ 20	176	20 ～ 30	264	30 ～ 50	297	50 ～ 80	363
野田市	149,208		○	10	1,480	10 ～ 20	105	20 ～ 40	180	40 ～ 100	265	100 ～	325
成田市	81,129		○	0	462.0	0 ～ 10	62.7	10 ～ 20	165	20 ～ 40	268.4	40 ～ 100	358.6
(旧成田市の区域)	78,002		○	10	1,991.0	10 ～ 30	199.1	30 ～ 100	220	100 ～	231		
(旧下総町の区域)	1,952		○	0	352.0	0 ～	198						
(旧大栄町の区域)	1,175		○	0	557	0 ～ 10	88	10 ～ 20	138	20 ～ 30	180	30 ～ 70	230
佐倉市	161,057	○	○	10	2,100	10 ～	210						
旭市	56,273		○	0	583.0	0 ～ 10	44.00	10 ～ 30	107.80	30 ～ 50	161.70	50 ～ 100	215.60
習志野市	110,244		○	0	460	0 ～ 10	60	10 ～ 20	100	20 ～ 30	155	30 ～ 50	210
柏市	411,804		○	8	1,700	8 ～ 20	220	20 ～ 50	310	50 ～ 500	390	500 ～	450
勝浦市	15,260		○	0	380	0 ～ 10	57	10 ～ 20	150	20 ～ 40	244	40 ～ 100	326
市原市	42,957		○	5	1,056.0	5 ～ 10	15.4	10 ～ 20	154	20 ～ 50	220	50 ～	341
流山市	210,447	○	○	0	600	0 ～ 10	60	10 ～ 20	100	20 ～ 30	155	30 ～ 50	240
八千代市	204,209		○	5	979	5 ～ 10	24.2	10 ～ 20	159.5	20 ～ 30	207.9	30 ～ 40	260.7
我孫子市	122,122		○	8	1,661	8 ～ 20	242	20 ～ 40	275	40 ～	330		
鴨川市	30,401		○	0	330	0 ～ 20	99	20 ～ 50	159.5	50 ～ 100	264	100 ～	341
四街道市	96,235		○	0	671	0 ～ 10	141	10 ～ 20	189	20 ～ 50	251	50 ～	377
八街市	35,632		○	0	1,000	0 ～ 10	120	10 ～ 20	140	20 ～ 40	180	40 ～ 100	320
印西市	18,149		○	2か月	847.0	0 ～ 10	113.85	10 ～ 20	189.75	20 ～ 40	303.6	40 ～ 100	417.45
白井市	19,397		○	10	2,068	10 ～ 30	209	30 ～ 50	220	50 ～ 100	264	100 ～ 500	308
富里市	39,517		○	0	902	0 ～ 8	99	8 ～ 20	242	20 ～ 40	297	40 ～ 100	352
南房総市	25,537		○	8	1,700	8 ～ 10	200	10 ～ 40	220	40 ～ 100	250	100 ～	270
香取市	54,694		○	8	1,700	8 ～ 10	200	10 ～ 40	220	40 ～ 100	250	100 ～	270
(旧佐原市の区域)	25,326		○	8	1,700	8 ～ 10	200	10 ～ 40	220	40 ～ 100	250	100 ～	270
(旧小見川広域水道(企)の区域)	26,811		○	8	1,700	8 ～ 10	200	10 ～ 40	220	40 ～ 100	250	100 ～	270
(旧栗源町の区域)	2,557		○	0	320	0 ～	180						
山武市	7,806		○	10	1,870	10 ～	209						
いすみ市	34,633		○	0	770	0 ～ 10	104.5	10 ～ 20	148.5	20 ～ 30	203.5	30 ～ 50	242
酒々井町	18,945		○	10	2,200	10 ～ 30	220	30 ～ 100	231	100 ～	242		
神崎町	4,884		○	10	1,800	10 ～ 20	180	20 ～ 40	190	40 ～ 100	200	100 ～	210
多古町	12,756		○	10	2,310	10 ～	231						
東庄町	10,964	○	○	8	1,650	8 ～ 20	235	20 ～ 50	265	50 ～ 100	320	100 ～ 500	350
大多喜町	7,349	○	○	2か月	4,200	20 ～	210						
御宿町	6,777	○	○	8	1,724	8 ～ 20	223	20 ～	337				
鋸南町	6,773		○	0	820	0 ～ 8	90	8 ～ 20	220	20 ～ 40	270	40 ～ 100	320
三芳水道(企)	50,648		○	0	660	0 ～ 10	143	11 ～ 20	198	21 ～ 30	220	31 ～ 40	242
長門川水道(企)	17,819		○	10	2,060	10 ～	206						
八匠水道(企)	37,699	○	○	8	1,510	8 ～ 15	190	15 ～ 30	215	30 ～ 100	235	100 ～	250
山武郡市広域水道(企)	149,775	○	○	8	1,360	8 ～ 15	175	15 ～ 30	200	30 ～ 50	250	50 ～	280
長生郡市広域市町村圏組合	137,970		○	2か月	1,980	0 ～ 20	104.5	20 ～ 60	225.5	60 ～ 100	286	100 ～ 300	363
かずさ水道広域連合企業団	317,764		○	2か月	2,277	0 ～ 20	151.8	20 ～ 40	259.6	40 ～ 60	295.9	60 ～ 100	425.7
(木更津市の区域)	136,495		○	2か月	3,113	0 ～ 20	93.5	20 ～ 60	298.1	60 ～ 120	423.5	120 ～ 220	498.3
(君津市の区域)	78,562		○	2か月	1,694	0 ～ 20	143	20 ～ 40	192.5	40 ～ 60	237.6	60 ～ 100	322.3
(富津市の区域)	38,439		○	0	380	0 ～ 10	57	10 ～ 20	150	20 ～ 40	244	40 ～ 100	326
(袖ヶ浦市の区域)	64,268		○	0	380	0 ～ 10	57	10 ～ 20	150	20 ～ 40	244	40 ～ 100	326
千葉県企業局	3,082,737		○	0	380	0 ～ 10	57	10 ～ 20	150	20 ～ 40	244	40 ～ 100	326

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) …………… 内

料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) ……… 外

その他の場合 …………… 他

(令和7年1月1日現在)

金 (円/㎡)						メーター 使用料		家庭用1ヶ月当たり(円) (メーター使用料、消費税含む)			現 行 料 金 適 用 年 月 (消費税転嫁のみ による料金改定)	加 入 金 口径13mm		消費税の 転嫁方法	料金徴収時期	
第 5 段	第 6 段	第 7 段	第 5 段	第 6 段	第 7 段	mm	円	10㎡使用	15㎡使用	20㎡使用		千円	経理条		毎 月	隔 月
超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円											
100 ～ 500	404	500 ～	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
1,000 ～	355							1,364	2,216	3,069	H8.4.1 (R1.10.1)	98	3	外	○	○
80 ～ 200	407	200 ～	451					1,001	1,881	2,761	H8.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
								1,628	2,205	2,783	H21.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
100 ～ 500	444.4	500 ～ 1,000	485.1	1,000 ～	484			1,089	1,914	2,739	R1.10.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
								1,991	2,986	3,982	R1.10.1 (R1.10.1)	132	3	内		○
								2,332	3,322	4,312	R1.10.1 (R1.10.1)	148.5	3	内		○
70 ～	270							1,580	2,339	3,098	R4.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								2,310	3,465	4,620	H30.10.1 (R1.10.1)	100	4	外	○	○
100 ～ 500	271.70	500 ～ 1,000	326.70	1,000 ～	380.60			1,023	1,562	2,101	H17.6.1 (R1.10.1)	110	4	内	○	○
50 ～ 100	280	100 ～	370					1,166	1,716	2,266	H18.4.1 (R1.10.1)	82	4	外		○
						13	80	2,442	3,652	4,862	R4.4.1 (R1.10.1)	86.90	4	外		○
100 ～ 500	404	500 ～	441					1,040	1,870	2,690	H8.6.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
								1,133	1,903	2,673	H27.4.1 (R1.10.1)	132	4	内		○
50 ～ 100	290	100 ～	330					1,320	1,870	2,420	R1.10.1	100	3	外		○
40 ～ 50	317.9	50 ～ 100	380.6	100 ～	445.5			1,100	1,897	2,695	R3.12.21 (R1.10.1)	110	3	内	○	
								2,145	3,355	4,565	H17.2.11 (R1.10.1)	130.9	3	内		○
								1,320	1,815	2,310	H14.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
								2,080	3,020	3,970	H16.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ～ 500	400	500 ～	440					2,420	3,190	3,960	H13.8.1 (R1.10.1)	200	3	外		○
100 ～ 500	440	500 ～	484					1,986	2,935	3,884	R2.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
500 ～	341							2,068	3,113	4,158	H9.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
100 ～ 500	396	500 ～	473					2,178	3,388	4,598	R6.9.1 (R1.10.1)	82.5	4	内		○
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	
								2,310	3,520	4,730	H22.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
								2,332	3,322	4,312	H10.12.14 (R1.10.1)	165	4	外		○
						13	77	1,947	2,992	4,037	H18.2.1 (R1.10.1)	88.0	3	内		○
50 ～ 100	275	100 ～ 500	352	500 ～	396			1,815	2,557	3,300	H11.4.1 (R1.10.1)	123.2	3	内		○
								2,200	3,300	4,400	H21.3.1 (R1.10.1)	115.5	3	内	○	
								1,980	2,970	3,960	H16.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								2,310	3,465	4,620	H19.4.1 (R1.10.1)	110	3	内	○	
500 ～	365					13	70	2,409	3,701	4,994	H18.5.1 (R1.10.1)	80	4	外		○
						13	100	2,420	3,575	4,730	H13.5.1 (R1.10.1)	88	4	外		○
						13	150	2,552	3,778	5,005	H24.4.1 (R1.10.1)	130	3	外	○	
100 ～ 500	360	500 ～	430					2,178	3,388	4,598	R6.10.1 (R1.10.1)	75	3	外		○
41 ～ 50	253	51 ～ 100	308	101 ～ 1,000	330			2,090	3,080	4,070	H23.4.1 (R1.10.1)	128.7	4	内	○	
				1,001 ～ 5,000	341											
				5,001 ～	165											
								2,266	3,399	4,532	H12.4.1 (R1.10.1)	165	4	外	○	○
								2,079	3,124	4,306	H12.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								1,881	2,843	3,943	H8.10.1 (R1.10.1)	158	3	外		○
300 ～ 600	423.5	600 ～ 1,000	484	1,000 ～	517			2,035	3,162	4,290	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ～ 200	463.1	200 ～ 500	509.3	500 ～	557.7			2,656	3,954	5,252	R6.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
220 ～ 320	559.9	320 ～	610.5					2,491	3,982	5,472	R6.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ～ 300	369.6	300 ～ 500	407	500 ～	447.7			2,277	3,239	4,202	R6.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ～ 500	404	500 ～	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○

下水道使用料一覧表（公共下水道）

団体名	区分	処理区域 内人口 (人) R6.3.31	基本料金 (円)	基本 水量 (m³)	超 過 料 金 (円／m³)										
					～	11m³ ～	21m³ ～	31m³ ～	41m³ ～	51m³ ～	81m³ ～	101m³ ～	501m³ ～	1, 001m³ ～	2, 001m³ ～
					10m³以下	20m³	30m³	40m³	50m³	80m³	100m³	500m³	1, 000m³	2, 000m³	
千葉市		887,496	(基本使用料)611	0	～5m³: 15 6～10m³: 18	117	161	199		242		282	314	348	379
銚子市		25,936	500	0	80	143	156	184		190		210			
市川市		390,400	925	10		147	167	198		239		289	335	383	432
船橋市		595,606	690	0	31	101	165	230		275		295	320	335	380
館山市		5,500	1,270	10		139	151		179		220	247			
木更津市		76,860	2ヶ月 880	0	70.4		～60m³ 140.8				165	～300m³ 192.5	～600m³ 225.5 ～1,000m³ 269.5	305.8	
松戸市		443,817	1,060.40	10		140.80	178.20	210.10		308.00	～200m³ 372.90	201m³～ 486.20			
野田市		111,080	900	10	－	120	135	158		203	252	307			
茂原市		30,546	家事用1, 300	10		150	170	190	210	230					
	業務用1, 500		10		180	200	220		240	260	280	300			
成田市		103,631	880	10		110	121	137.5		159.5		192.5	225.5		
佐倉市		156,498	1,118	10		113	139	179		212		232	246		
東金市		23,974	1,148	10		132	143	161		178		195	218		
旭市		6,509	2ヶ月 2,400	20	－	130		～60m³ 140		160	～200m³ 180	200	220	240	
習志野市		167,358	1,032	10		116	170	234		315	390				
柏市		394,861	543	0	46	114	136	183		233		292	351		
市原市		177,119	850	10		110	139	161		178		193	252	～2,500m³ 274	2,501m³～ 293
流山市		197,789	990	10		121	148.5	181.5		214.5	～200m³	258.5	200m³～	313.5	
八千代市		190,753	570	0	32	102	133	182		246	317				
我孫子市		111,326	990	10		124	131	151	192	261	358				
鎌ヶ谷市		79,313	953	10		150	195	248		293		328	364	402	442
浦安市		171,035	780	10		90	102	114		126		138	150	168	
四街道市		84,765	924	0	33	132	154	176		209		231	253	275	
袖ヶ浦市		44,812	2ヶ月 2,158.20	20		－	126.5		～60m³ 148.50	172.7	～300m³ 188.10 ～500m³ 205.70	224.4			
八街市		19,267	1,320	10		143	165	176		187		198	209		
印西市		89,823	900	10		108	120	138		150		176	189	203	
白井市		45,033	990	10		121	143	159.5		176		198	501～5,000m³: 220 5,001m³～: 253		
富里市		33,328	1100	10		121	143	160.6		191.4		206.8	235.4		
香取市		21,832	1,100	10		120	150		180		220				
大網白里市		24,754	1,500	0	25	155	180	200	210	220		240	260		
酒々井町		17,486	891	10		137.5	148.5	159.5		192.5		236.5	280.5		
栄町		16,674	1,000	10		130				140		150	160		
芝山町		1,608	(一般家庭・公益施設等) 2,000 (公共施設) 4,000 (芝山工業団地) 20m³まで 4,000		【定額制】（一般家庭(水道水以外の水)）一人当たり 500円/月（事業所等）200円/月 【従量制】(芝山工業団地) 20m³を超える 200円/m³ (一般家庭(水道水)) 10m³を超える 100円/m³										
長生村		5,080	1,000	10		120	140	160		180		210	240		
君津富津広域 下水道組合		58,447	2ヶ月 1,800	20	－	160		～60m³ 160	～100m³ 173	～200m³ 200	～600m³ 226	～2000m³ 239	253		

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) 内
 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) 外
 その他の場合 他

(令和7年1月1日現在)

10m ³ 当り 月使用料 (円)	20m ³ 当り 月使用料 (円)	現 行 料 金 適 用 年 月 日 (消費税転嫁のみ による料金改定)	受益者 負担金 (円/㎡)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R6.3.31	備 考
776	1,946	R6.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.9	※ 200・230円の2種類
1,430	3,003	H31.1.1 (R1.10.1)	500	外	81.3	
1,017	2,634	R5.4.1 (R1.10.1)	250	外	91.5	
1,100	2,211	R2.7.1	300※	外	94.7	※ 調整区域は380円
1,270	2,660	H21.4.1 (R1.10.1)	600	内	87.4	
1,584	2,288	H19.10.1 (R1.10.1)	※	内	88.2	※ 500・600・700円の3種類
1,060	2,468	H19.4.1 (R1.10.1)	700	内	96.8	
990	2,310	H22.4.1 (R1.10.1)	※	外	93.9	※ 600・650・700・950円の4種類
1,430	3,080	H10.4.1 (R1.10.1)	※	外	93.1	※143・6・208・748・1310・1450・2000円の6種類
1,650	3,630					
880	1,980	H12.4.1 (R1.10.1)	※	内	97.7	※ 182・230・255円の3種類
1,229	2,472	H29.7.1 (R1.10.1)	433	外	98.7	
1,262	2,714	H22.4.1 (R1.10.1)	550	外	92.6	
1,200	2,500	H11.4.1 (R1.10.1)	800	外	74.8	
1,032	2,192	R1.10.1	510	内	98.0	
1,003	2,143	H24.5.1 (R1.10.1)	※	外	91.3	※110・364・464・479・484・530・615・700円・1,050円の9種類
930	2,140	H31.4.1 (R1.10.1)	480	外	95.2	
990	2,200	H17.10.1 (R1.10.1)	※	内	93.7	※ 620・650・1000円の3種類
979	2,101	H27.7.1 (R1.10.1)	308	外	99.3	
1,089	2,453	R4.4.1	400	外	99.1	
1,048	2,698	H20.4.1 (R1.10.1)	※	外	90.7	※350・440・450・480・530・660・680・700円の8種類
780	1,680	R1.10.1	300	外	98.1	
1,254	2,574	R5.4.1	413	内	95.4	
1,079	2,344	H23.10.1 (R1.10.1)	※	内	97.5	※ 260・450・690円の3種類
1,320	2,750	H22.4.1 (R1.10.1)	※	内	94.9	※ 440・610円の2種類
990	2,178	H26.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.5	※ 114～554円
990	2,200	H19.4.1 (H26.4.1)	※	内	99.3	※ 50～900円
1,100	2,310	H18.7.1 (R1.10.1)	※	内	96.4	※ 30・350・400・550・600の5種類
1,100	2,300	H20.10.1 (R1.10.1)	400	外	82.7	
1,750	3,300	R4.4.1	550	外	97.7	
891	2,266	H9.6.1 (R1.10.1)	※	内	97.4	※ 265・289・351円の3種類
1,000	2,300	H6.4.1 (R1.10.1)	※	外	98.4	※ 450・470円の2種類
		H16.12.20	※	外	93.5	※ 250,000円／公共汚水ます1基
1,100	2,420	H8.3.11 (R1.10.1)	※	外	82	※公共ます1個当たり、水道メーター口径が 25mm以下の場合450,000円、30mmの場合648,000円、 40mmの場合1,152,000円、50mmの場合1,800,000円、 75mmの場合4,050,000円、100mmの場合7,200,000円、 150mm以上の場合 村長が別に定める額の7種類
900	2,500	H29.9.1 (R1.10.1)	※	外	91	※ 465・640・660・705円の4種類

下水道使用料一覧表（農業集落排水）

（令和7年1月1日現在）

区分 団体名	処理区域内人口 (人) R6.3.31	料金体系	基本料金 (円)	基本料金以外の料金 (円/月)	分担金 (千円)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R6.3.31
千 葉 市	6,611	定 額 制	1,330	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 435 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 435	一公共樹 100	外	83.3
茂 原 市	6,524	水 道 料 金 累 進 制	10m ³ まで 1,600	10m ³ 超20m ³ 以下 190 20m ³ 超30m ³ 以下 220 30m ³ 超40m ³ 以下 250 40m ³ 超50m ³ 以下 280 50m ³ 超 300	一 戸 500	外	89.7
成 田 市	2,490	定 額 制	2,200	(一般家庭) 世帯一人当たり 550 (事業所等) 従業員一人当たり 550	一 戸 200	内	64.2
佐 倉 市	235	定 額 制	10m ³ まで 1,118	10m ³ 超20m ³ 以下 113 20m ³ 超30m ³ 以下 139 30m ³ 超50m ³ 以下 179 50m ³ 超100m ³ 以下 212 100m ³ 超 232 ※ただし世帯人員一人当たり3人 までは8m ³ 、4人からは4m ³ とみ なす	一 戸 415	外	91.9
東 金 市	3,950	従 量 制 累 進 制	10m ³ まで 1,148	10m ³ 超20m ³ 以下 132 20m ³ 超30m ³ 以下 143 30m ³ 超50m ³ 以下 161 50m ³ 超100m ³ 以下 178 100m ³ 超500m ³ 以下 195 500m ³ 超 218	一 戸 500	外	85.1
旭 市	1,600	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯一人当たり 400 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 400	一 戸 420	外	73.6
市 原 市	438	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 500	(一般地区) 一 戸 250 (高滝がみ上流地区) 一 戸 100	外	86.8
君 津 市	217	従 量 制 累 進 制	2ヶ月 20m ³ まで 2,000	20m ³ 超40m ³ 以下 110 40m ³ 超60m ³ 以下 120 60m ³ 超100m ³ 以下 130 100m ³ 超300m ³ 以下 150 300m ³ 超500m ³ 以下 170 500m ³ 超 190	一 戸 170	外	91.7
袖 ヶ 浦 市	3,986	従 量 制 累 進 制	2ヶ月 20m ³ まで 2,158.20	20m ³ 超40m ³ 以下 126.50 40m ³ 超60m ³ 以下 148.50 60m ³ 超100m ³ 以下 172.70 100m ³ 超300m ³ 以下 188.10 300m ³ 超500m ³ 以下 205.70 500m ³ 超 224.40	(袖ヶ浦東部地区) 一 戸 130 (松川地区) 一 戸 220 (平岡地区) 一 戸 240	内	80.7
香 取 市	2,857	定 額 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 500	一 戸 100	外	87.1
山 武 市	4,710	水 道 料 金 比 例 定 額 制 その他	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ³ 当たり 150	(成野里、徳毛本郷、太平地区) 一 戸 250 (大富地区) 一 戸 300	外	56.1
大 網 白 里 市	1,761	従 量 制 累 進 制	1,500	1m ³ 超10m ³ 以下 25 11m ³ 超20m ³ 以下 155 21m ³ 超30m ³ 以下 180 31m ³ 超40m ³ 以下 200 41m ³ 超50m ³ 以下 210 51m ³ 超100m ³ 以下 220 101m ³ 超500m ³ 以下 240 501m ³ 超 260	一 戸 400	外	87.3
多 古 町	2,368	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 汚水1m ³ 当たり 160	一 戸 100	外	63.5
九 十 九 里 町	2,275	従 量 制 累 進 制	10m ³ まで 1,400	10m ³ 超20m ³ 以下 150 20m ³ 超30m ³ 以下 160 30m ³ 超40m ³ 以下 170 40m ³ 超50m ³ 以下 190 50m ³ 超 210	一 戸 300	外	83.3
芝 山 町	901	定 額 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 従業員一人当たり 200	一 戸 250	外	94.7
横 芝 光 町	484	水 道 料 金 比 例 定 額 制	2,000	一人当たり 500 1m ³ 当たり 150	一 戸 200	外	100
一 宮 町	2,821	定 額 制 従 量 制	2,640	(一般家庭) 一人当たり 660 (事務所等) 1m ³ 当たり 198	一 戸 650	内	100
睦 沢 町	425	定 額 制 従 量 制	2,750	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ³ 当たり	一 戸 325	内	91.8
長 柄 町	742	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ³ 当たり 150	一 戸 300	外	86.4
長 南 町	2,952	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ³ 当たり 132	一 戸 420	内	88.9

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) …………… 内

料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) …………… 外

その他の場合 …………… 他